京都市有財産を次のとおり一般競争入札により売却します。

平成21年7月24日

京都市長 門川 大作

- 1 入札物件(6件)
  - (1) 1 号物件(建物付)

所在 京都市北区小山下総町45番2

地目 宅地

地積 179.78平方メートル

予定価格 42,780,000円

(2) 2 号物件(建物付)

所在 京都市北区紫竹上梅ノ木町7番

地目 宅地

地積 281.78平方メートル

予定価格 76,999,000円

(3) 3 号物件(建物付)

所在 京都市左京区下鴨北園町93番2

地目 宅地

地積 239.66平方メートル

予定価格 84, 225, 000円

(4) 4 号物件(建物付)

所在 京都市上京区新町通上御霊前上る下清蔵口町133番10

地目 宅地

地積 783.79平方メートル

予定価格 147,840,000円

(5) 5 号物件(更地)

所在 京都市左京区花脊八桝町65番1

地目 雑種地

地積 302.15平方メートル

予定価格 4,110,000円

(6) 6 号物件(更地)

所在 京都市伏見区深草南蓮池町928番2,928番7

地目 宅地

地積 2951.59平方メートル

予定価格 451,678,000円

### 2 売却条件

土地の面積は, 実測面積とし, 現状有姿のまま売却する。

3 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で 復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当する事実が あった後2年を経過しない者又はその者を代理人,支配人その他の使 用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規 定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- 4 入札日時

平成21年9月30日(水) 午後2時 (午後1時30分受付開始)

5 入札場所

京都市消防局作戦室(消防局本部庁舎7階) (京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2)

- 6 入札参加申込み
  - (1) 一般競争入札参加資格審査申請書及び入札案内書の配布

ア期間

平成21年8月6日(木)から9月11日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。)

イ 時間

午前9時から午後5時まで

ウ場所

京都市行財政局財政部財産活用促進課

(市役所西庁舎3階 電話075-222-3284)

京都市上下水道局総務部総務課

(上下水道局本庁舎3階 電話075-672-7710)

市役所案内所(本庁舎及び北庁舎)

各区役所・支所のまちづくり推進課(市内14箇所)

(2) 申込受付(持参受付)

## ア 必要書類

- (ア) 申込用紙 (「一般競争入札参加資格審査申請書」)
- (イ) 誓約書
- (ウ) 添付書類
  - a 個人の場合

住民票及び印鑑登録証明書(発行後3箇月以内のもの)

b 法人の場合

代表者事項証明書及び印鑑証明書(発行後3箇月以内のもの)

連名(共有)で申し込む場合は,連名(共有)者全員の住民 票等が必要となります。

外国籍の方の場合は,外国人登録証明書の写しをもって代えることができます。

### イ 期 間

平成21年8月6日(木)から9月11日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。)

ウ 時 間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

工 場 所

京都市行財政局財政部財産活用促進課

# 7 入札保証金

入札参加者は,入札金額の100分の5以上に相当する額を,入札当日の受付で,金融機関保証小切手により納入しなければならない。

8 入札の無効に関する事項

京都市契約事務規則第6条の2による。

### 9 その他

(1) 現地見学会 (建物付物件のみ)

ア 1号物件

平成21年8月25日(火) 午後2時30分から午後5時まで

イ 2号物件

平成21年8月26日(水) 午後2時30分から午後5時まで

ウ 3号物件

平成21年8月27日(木) 午後2時30分から午後5時まで

エ 4号物件

平成21年8月28日(金) 午後2時30分から午後5時まで

(2) 入札当日の受付

入札参加者は、入札会場で入札前(午後1時30分から受付開始)に 受付を済まさなければならない。

(3) 代理人の入札

入札者が代理人であるときは,入札当日の受付時に委任状を提出しなければ,入札に参加することができない。

(4) 郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

# (5) 契約の締結及び売却代金の納入

落札者は、平成21年10月1日(木)から同年10月16日(金)までに売買契約を締結し、契約の締結と同時に現金又は金融機関保証小切手により売却代金を納入しなければならない。

## (6) その他必要事項

その他,入札について必要な事項に関しては,京都市契約事務規則の定めるところによる。

(行財政局財政部財産活用促進課)